

研究概要

事業名

罪に問われた高齢・障害者等の社会内処遇を支える支援体制の構築について

事業実施予定期間

平成 24 年 7 月 14 日 から 平成 25 年 3 月 31 日 まで

事業実施目的

厚生労働科学研究をはじめとする様々な調査研究により、矯正施設を退所した高齢・障がい者等に対する取り組みが行われてきた。その過程で明らかになったのが、被疑者となって公判中であつたり、犯罪事実が認められたが、不起訴処分や起訴猶予処分及び執行猶予判決を受けた、いわゆる「触法・被疑者」の問題である。

知的・発達障がい者はその特性から、単なる懲役刑では反省を促す、順法精神を身につけさせ再犯を防ぐ効果が薄いということが指摘されている。しかしながら、現状では、その特性に応じた刑事政策が存在しない。また、矯正施設に至る前段階における、警察・検察での取り調べや裁判においても高齢・障がい者という法的弱者に対する支援体制は確立されていない。

高齢・障がい者という法的弱者は、障がいや高齢という特性に対する支援がないまま犯罪事実が認定され、刑罰が科されている状況である。こうした矯正施設入所前の支援の不足が、矯正施設退所後に軽微な罪を繰り返す「累犯障がい者」につながっていることが推測できる。

本事業はこうした認識の上に立ち、矯正施設の前段階にあたる「入口」の部分に焦点をあて、法務サイドと福祉サイドの支援の網(セーフティーネット)を構築することにより、高齢・障がい者等の司法手続き上における福祉的視点の支援体制を確立することを目的とする。

その道筋として、「被疑者・被告人段階」からの支援を実施する、「障がい者審査委員会」「社会内訓練事業」「助言・立会人」等の取り組みを行うことで司法手続き上における福祉的支援の可能性を探り、制度化に向けての政策提言を行うことを目指す。

事業実施計画

矯正施設退所の更生に向けては、矯正施設に入る前の「入口」での支援が必要となってくる。「被疑者・被告人」段階からの支援を実施する、「障がい者審査委員会」「社会内訓練事業」「支援プログラム検証委員会」等の取り組みを長崎県、滋賀県、宮城県で行うことで、司法手続きの中での福祉的支援の可能性を探る。

事業実施予定場所

長崎県、滋賀県、宮城県

事業内容

(1) 「障がい者審査委員会」の実施(3 県)

【趣旨・目的】

「障がい者審査委員会」とは福祉の専門家によって構成され、「再犯防止」の観点から、被疑者・被告人に対して適切な刑事処分・量刑を検討する機関である。適切な判断を行うための「障がい者審査委員会」を地域生活定着支援センターと県行政との連携により設置する。長崎県、宮城県、滋賀県にて行う。

【手法】

弁護士、検察、裁判所、警察からの依頼に基づき、福祉の専門家によって構成された「障がい者審査委員会」が、①障がいの程度、特性、生活環境等の指摘、②社会内処遇にあたって必要な配慮、③社会内での福祉的サポート内容(サービスメニュー、更生プログラム)を検討し取りまとめる。

長崎県 — 月 2 回 委員:10 名(5 名×2グループ)

宮城県 — 月 1 回 委員:5 名 (12 月設置)

滋賀県 — 月 1 回 委員:5 名 (12 月設置)

(2) 「社会内訓練事業」の試行(3 県)

【趣旨・目的】

高齢・障がい者という福祉的な支援が必要な者については「被疑者・被告人」という刑事手続の早期の段階から福祉へつなぎ、矯正施設ではなく特性に合わせた福祉的支援を行うことが「再犯防止」には有効であるとされている。このような福祉的支援を行う「社会内訓練事業」を実施する。

【手法】

不起訴処分又は執行猶予となった(なる可能性のある)知的障がい者及び高齢者等で

福祉的サポートが必要な者を、地域生活定着支援センターがコーディネート役に、福祉事業所で受け入れ「再犯防止」に向け、特性に合わせた更生支援を実施する。

<対象者>

長崎県 — 2名×6か月

宮城県 — 2名

滋賀県 — 2名

<役割分担>

・ 地域生活定着支援センター:

臨床心理士等によるアセスメント(特性等の把握、療育手帳の取得等)

受け入れ先福祉事業所のコーディネート

受け入れ後の更生プログラムに対するアドバイス等

・ 受け入れ福祉事業所:

対象者をシェルター又は短期入所事業で受け入れ、日中は「自立訓練(生活訓練)」を提供する

障がいの特性に応じた就労支援、住居の手配等

(3) 「社会内訓練事業」における「支援プログラム検証委員会」の開催(1県)

【趣旨・目的】

「被疑者・被告人」への更生支援を実施する「社会内訓練事業」においては、人権擁護と効果的な支援を行うために、更生プログラムを評価し、助言を行うオンブズマン的な機関が必要となる。「被疑者・被告人」への支援を開始している長崎県において、こうした検証を行う「支援プログラム検証委員会」を設ける。

【手法】

長崎県において、公的機関(児童相談所等)の中に心理職、福祉職で構成される「支援プログラム検証委員会」を設置し、開催する。「支援プログラム検証委員会」では、県行政との連携の中で、①更生支援のプログラムの効果(有効性)測定及び評価、②障がいの特性にあった専門的支援を検証し助言を行う。

長崎県 — 9・11・1・3月 委員:5名

(4) 相談支援との連携の仕組み(長崎県)

【趣旨・目的】

平成 23 年 10 月に施行された「障害者自立支援法」のつなぎ法案によって、相談支援体制の強化・充実が打ち出された。今後罪に問われた障がい・高齢者の支援にあたっては、地域生活全体をコーディネートする「相談支援事業所」との連携が必要不可欠になってくる。相談支援事業所との連携の中から、支援の連携の方向性を探る。

【手法】

相談支援事業所と連携し、「支援プログラム検証委員会」等を実施し、役割分担、支援の方向性等について検討を行う。

(5) 「福祉的支援協力事業所協議会」の設置(3 県)

【趣旨・目的】

罪に問われた障がい者への支援においては、支援を行う事業所の確保が重要となる。福祉的支援を行う事業所で構成される協議会を県行政との間で立ち上げることで、ネットワークの強化と、新たな「受け皿」の確保を目指す。

【手法】

公的機関(県社協等)の中に福祉事業所(障がい者福祉、高齢者福祉、保護施設)、更生保護施設、医療機関(病院)、慈善事業団体等で「福祉的支援協力事業所協議会」を結成し、情報共有や困難事例の検討を行う。

<協議会>

- ・ 協議会を開催し年 1 回の集まりを持ち情報共有や事例検討等を行う
- ・ 構成員は 20 施設前後

(6) 「助言・立会人」のためのネットワーク形成(2 県)

【趣旨・目的】

対象者の特性に合わせた処分を行うためには、取り調べの段階から対象者の特性に合わせた支援体制が整えられている必要がある。現在、長崎地検では特性に合わせた適正な取り調べが可能になるように、通訳的役割を果たす「助言・立会人」が試行されている。

「助言・立会人」には教育・福祉・司法の総合的な知識が求められるが、現在はそのような人材が極めて少ない。現在「助言・立会人」が試行されている長崎県に加え滋賀県でも実施すると共に、研修会を開催し、将来的な基盤作りに向けた人材育成を行い、県行政(県社会福祉協議会等)のボランティアセンターへの「助言・立会人」の登録によって効果的なネットワーク構築を目指す。

【手法】

① 県行政(県社協等)のボランティアセンターへの「助言・立会人」の登録
(長崎県、滋賀県)

② 「助言・立会人」のモデル的实施(滋賀県)

滋賀県 — 6名に対して実施

③ 「助言・立会人」の拡大に向けた研修会の開催(長崎県・滋賀県)

<研修会>

- ・ 講師 3名
- ・ 参加対象者:保護司、民生児童委員、福祉事業者、特別支援学校教員等
- ・ 参加費:無料

長崎県(1月) — 13:00~17:00

滋賀県(2月) — 13:00~17:00

(7) 実務検討委員会の実施

【趣旨・目的】

事業の効果的な実践のために、実務担当者で構成される「実務検討委員会」を設置する。実務にあたっての情報共有と、成果についての検討と検証を行うことで、より効果的な実践につなげていく。

【手法】

・実務検討委員会を年4回開催する。(場所:長崎 8月/東京 7月・12月・3月)

7月 — 本事業の趣旨・目的説明、事業計画説明、
実施スケジュール等説明、実務にあたっての協議 等

8月 — 長崎での試行の視察、実践にあたっての協議

12月 — 【中間報告会】 事業進捗状況の報告並びに課題点の共有と解決策の協議等

3月 — 成果の検証 実務上の課題点の検討 等

【メンバー】

- ・ 地域生活定着支援センター×3県 6名
- ・ 県社会福祉協議会×3県 3名
- ・ 県行政(知的障害者更生相談所、児童相談所)×3県 3名
- ・ (助言者)

- ・ 司法機関(法務省、最高検察庁) 8名
- ・ 事務局 3名

(8) ガイドブックの作成

全国での実施及び制度化に向け、3 県の取り組みを基に、ガイドブックを作成する。

<ガイドブック> 発行部数 2,000 部

事業の効果及び活用

「障害者権利条約」第 13 条 1 項では、障害者が捜査段階及びその他の予備段階も含めたすべての法的手続きにおいて、他の市民と同じように司法に効果的にアクセスできるように、障がい及び年齢に適した配慮を行う事を求めている。

社会的保護の必要性が高い、罪を犯した高齢・障がい者を、その犯罪要因となっているものを何ら矯正することなく社会に復帰させているのは、「再犯防止」という司法的観点だけでなく、個人として地域で尊厳を持って生活する「基本的人権の享有」を知的障がい者に全うさせないという福祉的観点からも問題がある。

矯正施設の前段階にあたる「入口」の部分に焦点をあて、法務サイドと福祉サイドの支援の網(セーフティーネット)を構築することにより、再犯を防ぎ、地域社会において再び個人として尊厳を持った生活が実現されるという、障がい者の「人権擁護」に寄与することも期待できる。